

別表 6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項

区 分	配慮事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境基準の確保に努めること。</li> <li>2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること。</li> <li>3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること。</li> <li>4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること。</li> <li>5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること。</li> <li>6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること。</li> <li>7 地形の改変量を抑えること。</li> <li>8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること。</li> <li>9 表土の生産性の維持に努めること。</li> </ol>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保全すべき種の生存に努めること。</li> <li>2 保全すべき種の個体数の維持に努めること。</li> <li>3 保全すべき群落分布地の確保に努めること。</li> <li>4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと。</li> <li>5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと。</li> <li>6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌・土地等の環境変化を抑えること。</li> <li>7 生態系の食物連鎖の関係を維持するため、逐次消費者の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること。</li> <li>8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す適合種の生息・生育環境を保全すること。</li> <li>9 特異な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること。</li> </ol>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること。</li> <li>2 主要な眺望地点からの眺望阻害を避けること。</li> <li>3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと。</li> <li>4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること。</li> <li>5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること。</li> <li>6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること。</li> <li>7 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害を避けること。</li> <li>8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること。</li> <li>9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること。</li> <li>10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を避けること。</li> <li>11 日照の状況の変化、強風の発生を抑えること。</li> <li>12 電波の状況の変化を抑えること。</li> </ol>
環境への負荷の量の程度により留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物・残土等の排出を抑えること。</li> <li>2 水・エネルギーの使用量を抑えること。</li> <li>3 温室効果ガスの発生抑制に努めること。</li> <li>4 樹木の伐採量を少なくすること。</li> <li>5 オゾン層破壊物質の排出を抑えること。</li> <li>6 熱帯材その他の外国産材の使用を抑えること。</li> </ol>
人の生活の豊かさに関して留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティ施設等の利用環境の変化を抑えること。</li> <li>2 コミュニティ施設等への交通手段の阻害を避けること。</li> <li>3 現状の交通処理の状況からの変化をできる限り抑えること。</li> <li>4 渋滞を発生させることなくスムーズな交通流の確保に努めること。</li> <li>5 爆発、火災等災害の発生防止に努めること。</li> </ol>